

## 船舶事故調査報告書

平成22年8月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山 本 哲 也  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（定置網）	
発生日時	平成22年1月24日 23時10分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港 新居浜港多喜浜 <sup>たきはまひがし</sup> 東防波堤灯台から真方位056°360m付近 （概位 北緯33°59.6′ 東経133°20.4′）	
事故調査の経過	平成22年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 <sup>えびす</sup> 蛭子丸、4.9トン EH3-47171（漁船登録番号）、個人所有 11.29m(Lr)×2.74m×0.97m、FRP ディーゼル機関、389kW（漁船法馬力数）、平成11年9月 船長 男性 49歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許年月日 昭和55年1月29日 免状交付年月日 平成18年7月8日 （平成23年7月8日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（甲板員A） 左頭頂骨開放性陥没骨折等（約2か月の入院加療）	
損傷	本船 船首部ビット脱落、操舵室前面窓ガラス破損 定置網 ロープ5～6本が損傷	
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、船首約0.50m、船尾約0.90mの喫水で、平成22年1月24日19時ごろ愛媛県今治市大島の宮窪漁港を出て、四 <sup>し</sup> 阪 <sup>しか</sup> 島 <sup>か</sup> 周辺で漁を行ったが、不漁であったので、ふだんは操業していない新居浜市沖に向かった。 船長は、操舵室の右舷側にある操縦席で操船し、甲板員2人を操舵室前の船首甲板で操業の準備に当たらせ、以前に操業したことのあった新居浜市黒島 <sup>くろしまからねこは</sup> 鼻 <sup>な</sup> 沖で操業することを思い立ち、約16ノットの速力（対地速力）で手動操舵により北東進した。 船長は、レーダーと双眼鏡で黒島沖の状況を確認したものの、定置網（以下「本件定置網」という。）の設置場所に設置された小型標識灯に気付かず、また、ロープ（以下「本件ロープ」という。）を張るための支柱や張っている本件ロープにも気付かなかった。 本船は、23時10分ごろ、新居浜港多喜浜東防波堤灯台から真方位0	

	<p>56°360m付近で本件ロープの西端付近に衝突した。</p> <p>船長は、操舵室前の船首甲板にいた甲板員Aが負傷していることに気づき、知人に甲板員Aの運搬を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、知人の船舶で港内に搬送され、救急車により病院に搬送された。</p> <p>本船は、推進器に絡んだロープを外したのち、自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 2.0m/s、気温 3.9℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>本事故発生時には、網自体は設置されていなかったが、本件ロープを張るための支柱が14本立っており、その間に本件ロープが張られ、本件ロープの東西両端の2か所に小型標識灯（白光2秒1閃、光達距離3.5km）が設置されていた。また、本件定置網は、約60年前から毎年同じ場所に設置されていた。</p> <p>本船は、事故発生場所付近での漁業許可を得ておらず、船長は、30年くらい前に黒島唐猫鼻沖で操業したことがあったが、本件定置網のことは知らなかった。</p> <p>本船は、衝突時に船首部に設置していた直径約10cm、長さ約50cmのビットが、船体から外れて紛失していることから、本件ロープに引っ掛かった際に同ビットが脱落し、船首甲板にいた甲板員Aの頭部を直撃した可能性があるが、夜間で目撃者がいないこと、及びビットが紛失していることなどから、その状況を明らかにすることができなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、黒島沖を北東進中、船長が、レーダーと双眼鏡で黒島沖の状況を確認したものの、適切な見張りを行っていなかったことから、小型標識灯に気付かず、また、本件ロープを張るための支柱の存在や本件ロープを張っていることにも気付かず航行し、本件ロープに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、事故発生場所付近を航行した経験がなく、本件定置網の存在を知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、黒島沖を北東進中、適切な見張りを行ってなかったため、小型標識灯に気付かず、また、本件ロープを張るための支柱の存在や本件ロープを張っていることにも気付かず航行し、本件ロープに衝突したものと考えられる。</p>	